



# 第1回 定時総会

## ごあいさつ

(公社) 徳島県宅地建物取引業協会 会長 出口 建夫

平成25年の新しい年度がスタートしました。会員皆様には平素より協会の運営にご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げる次第です。

おかげさまで公益社団法人としての第1回定時総会も5月27日に無事終えることができました。飯泉知事様には公務お忙しいなかを毎年ご出席いただき感謝申し上げるばかりです。また、顧問県議の北島先生、樋本先生、丸若先生そして県土整備部の中内部長様、松田室長様のご出席をいただき、大変光栄なことであり本当にありがとうございました。県と協会の連携、協調をさらに進めていく意味からも感謝申し上げるばかりです。

徳島県宅建協会は昭和42年社団法人としての設立から46年を経て、平成25年4月1日に公益社団法人として設立登記を済ませました。公益法人改革の趣旨を踏まえ、社会における会員、協会に対する信頼の向上、地域社会への貢献など消費者保護の観点から公益認定を受け再出発をしたわけであります。会員皆様のお手元には新しく作成しました公益社団法人の定款並びに関係規程集をお送りさせていただきました。

定款については内閣府の定款案をベースに作成したものであり、全宅連、各県協会ともほぼ同じ内容となっていますが、総会の場でお話しさせていただきましたとおり、旧定款と新しい定款とでは大きく変更された箇所がいくつかあります。例えば定款第13条・総会の決議事項、第29条・理事会の職務、第36条・事業計画及び収支予算の理事会承認、第37条・事業報告及び決算、そして理事会運営規則の第12条・理事会が決議すべき事項等であります。

また、新会計基準による財務諸表についても、正

味財産増減計算書内訳表を新しく総会議案書に記載しています。公益目的事業会計と収益事業会計、法人会計とに科目を分類し内訳を記載していますが、各勘定科目ごとに公益、収益、法人会計と按分計算して作成しています。ご確認いただければと思います。

公益社団法人か一般社団法人かということが大きな議論がありました。現時点で47都道府県協会のうち4県の認定の結論が出ていませんが、4県が予定通り結論が出ますと、36県が公益社団法人として、11県が一般社団法人としてスタートすることとなります。

徳島県宅建協会は平成23年度においては、公益事業比率54.1%、平成24年度においては61%の公益事業比率となっています。本年度も約60%の公益事業比率として事業計画、予算を立てています。

今後の業況ですが、人口の減少や総世帯数の減少、金利の動向等に大きく影響されるのは気になるところです。低金利で推移してきたことに慣れてしまっている市場で、住宅ローン金利の上昇、消費税率のアップ等によりマイナス面が心配されます。都市と地方の格差、大企業と中小企業の格差は目に見えています。

今後とも国の経済政策、景気対策に注視しながら、会員の連携と地元地域に密着した細やかな活動を行っていくことで中小不動産業の強みを生かしていきたいと考えます。

公益社団法人として協会の安定した堅実な運営を目指して努力してまいりますので、会員皆様のご理解とご協力を本年度もよろしくお願い申し上げます。